■関東地方小委員会において御議論頂く内容

- ①新規採択時評価
- ②計画段階評価
- ③地域の道路事業の効率的な実施についての意見聴取

■今年度の主な議題等

- ①計画段階評価(試行)
- ②H23新規採択時評価
- ③ (例えば) 交通安全対策事業のような規模の小さい 事業の進め方についての議論 など

社会資本整備審議会 道路分科会 関東地方小委員会運営規則(案)

(趣旨)

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」(平成22年8月3日道路分科会長決定)に基づいて関東地方整備局(以下「整備局等」という。)に設置する地方小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(小委員会の事務)

- 第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長(以下「分科会長」という。)の 指名に基づき、以下の事務を行う。
 - 1 直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、整備局等からの報告を受けること。
 - 2 整備局等の報告に対し意見がある場合には、分科会長に対してその具申を行うこと。

(小委員会の委員及び組織)

- 第3条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成十二年六月七日政令第 二百九十九号)第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。)は、道路分科会に 属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。
 - 2 委員等は、10名以内で組織する。
 - 3 委員等の任期は、2年とする。
 - 4 委員等は、再任されることができるが、最長6年を限度とする。

(会議の成立条件)

第4条 会議は委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(審議過程の透明性の確保)

- 第5条 小委員会における審議過程の透明性の確保を図るため、委員等の氏名、会議の開催についてはあらかじめ公表するものとする。
 - 2 小委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。なお、委員等は非公開の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
 - 3 委員長は、必要があると認めるときは、事業の関係者に対し、中継映像による傍 聴措置を講ずることができる。
 - 4 小委員会の会議に提出された資料等については、会議終了後、速やかに公表する ものとする。ただし、個人情報等で公表することが、適切でない資料等については、 公表しないものとする。

(小委員会の庶務)

第6条 小委員会の庶務は、整備局等の道路部路政課において処理する。

(要領の改正)

第7条 委員会を運営していく上で必要となる事項が発生した場合等においては、委員長 の判断により、会議を招集し運営規則を改正することができる。

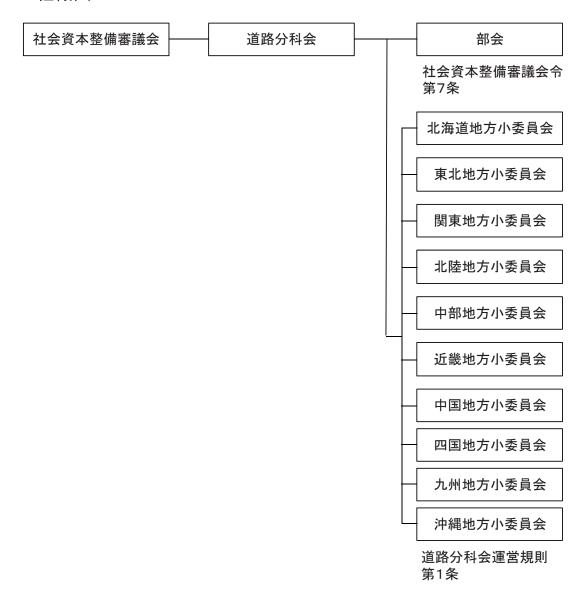
附則

この規則は、平成22年12月〇日から施行する。

部会等の設置 (案)

(根拠法令等) 国土交通省設置法(平成11年法律第100号) 社会資本整備審議会令(平成12年政令第299号) 社会資本整備審議会道路分科会運営規則(案)

1. 組織図



2. 設置する部会等

〇事業評価部会

直轄事業等の事業評価にあたり意見を聴取すること等を目的として設置する。

〇地方小委員会

直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を 聴取すること等を目的として、地方ごとに設置する。

社会資本整備審議会道路分科会運営規則

社会資本整備審議会運営規則第10条の規定に基づき、社会資本整備審議会道路分科 会運営規則を次のとおり定める。

社会資本整備審議会道路分科会長 家田 仁

(小委員会の設置)

第1条 道路分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成十二年六月七日政令 第二百九十九号)第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。)は、道路分科会 に属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。

(委員長)

- 第3条 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。
 - 2 小委員会は、委員長が招集する。

 - 4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから道路分科 会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。
 - 5 委員長は、調査を終了したときは、速やかに調査結果を道路分科会長に報告するものとする。

(議事)

第4条 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、平成22年8月3日から施行する。

社会資本整備審議会運営規則

(趣旨)

第1条 社会資本整備審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続きその他審議会の 運営に関し必要な事項は、社会資本整備審議会令に規定するもののほか、この規 則の定めるところによる。

(会議の招集)

- 第2条 審議会は、会長が招集する。
 - 2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。) に通知する。

(書面による議事)

第3条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(議長)

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

- 第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
 - 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するもの とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若 しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、 会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

- 第8条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。
 - 2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。
 - 3 分科会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合に おいて、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分 科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

- 第9条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。
 - 2 会長(分科会に置かれる部会にあっては分科会長。次項において同じ。)は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。
 - 3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会(分科会に置かれる 部会にあっては分科会。)の議決とすることができる。
 - 4 部会の議事においては、第2条から第7条までの規定を準用する。個の場合に おいて、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部 会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続きその 他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附則

この規則は、平成13年2月27日から施行する。

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領(抄)

- 第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存
 - 1 評価の実施手続
 - (1) 評価の実施主体は、本省又は外局(以下「本省等」という。)とする。
 - (2) 評価の実施時期は、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
 - (3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
 - ① 直轄事業地方支分部局等は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、評価を受けるために必要な資料(以下「評価に係る資料」という。)を作成するとともに、本省等に提出する。本省等は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、地方支分部局等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。

社会資本整備審議会令及び運営規則(抜粋)

〇社会資本整備審議会令 (平成12年6月7日政令第299号)(抄)

(部会)

第7条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 審議会に置かれる部会に属すべき委員等は、会長が指名する。
- 3 分科会に置かれる部会に属すべき委員等は、当該分科会に属する委員等のうちから、 分科会長が指名する。
- 4 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ 指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。) は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。